

大学入学共通テスト実施方針（追加分）（たたき台案）

○ 大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、「民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する」こととしており、具体的には大学入試センターにおいて、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験が参加する「大学入試英語成績提供システム」を新たに設ける予定である。同方針で明らかにされていなかった事項につき、次のとおり定める。

- 1 高校 2 年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下「参加試験」という。）を受検し、文部科学省が公表している C E F R 対照表の C 1 以上に該当する結果を有した者で、次の①～③のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、その結果を活用することができる。

<負担を軽減すべき理由>

- ①参加試験のうち、「高校生のための学びの基礎診断」として認定を受けたものを受検した者
 - ②非課税所得世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できる者
 - ③離島・へき地に居住または通学している者
- 2 高校 3 年の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
 - 3 既卒者も含め、病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、前年度の参加試験の結果を活用することができる。
 - 4 既卒者については、受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果を活用することとする。
 - 5 障害のある受検生については、障害の内容によって不利益が生じないよう試験結果の取扱いに関して各大学で積極的な配慮を求める。